

平成25年第3回教育委員会臨時会
(9月24日開会)

台東区教育委員会

日 時 平成25年9月24日（火）午後5時35分

場 所 教育委員会室

出席委員

委 員 長	末 廣 照 純
委員長職務代理者	樋 口 清 秀
委 員	前 田 烈
委 員	高 森 大 乗
教 育 長	和 田 人 志

説明のために出席した事務局職員

事 務 局 次 長	須 賀 裕
生涯学習推進担当部長	神 部 忠 夫
庶 務 課 長	嶋 田 邦 彦
学 務 課 長	田 中 充
児 童 保 育 課 長	柴 崎 次 郎
指 導 課 長	藤 森 克 彦
教育改革担当課長 （兼 教育支援館長）	針 谷 玲 子
生涯学習課長	飯 塚 さ ち 子
青少年・スポーツ課長	小 澤 隆
中央図書館長	川 島 俊 二
事務局副参事	柿 沼 浩 一

日 程

日程第1 議案審議

第25号議案 旅館業営業許可に関する教育委員会の意見聴取について

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課

ア 後援名義の使用について

(2) 指導課

イ 平成25年度台東区総合学力調査結果について

ウ 平成25年度児童・生徒の活躍について

エ いじめ防止対策推進法の施行について

オ 教員に関する処分について

2 その他

午後5時35分 開会

末廣委員長 ただいまから平成25年第3回台東区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の会議録署名委員は、前田委員にお願いいたします。

それでは会議に入ります。この際、あらかじめ会議時間の延長をいたしておきます。

ここで傍聴についてお諮りいたします。

本日の教育委員会に提出される傍聴願いについては、これより許可いたしたいと思いません。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、傍聴については許可いたします。

日程第1 議案審議

第25号議案

末廣委員長 それでは、日程第1、議案審議に入ります。

議案の提案理由及び内容について、説明をお願いいたします。

それでは、第25号議案を議題といたします。庶務課長、説明をお願いいたします。

庶務課長 それでは、第25号議案、旅館業営業許可に関する教育委員会の意見聴取についてご説明いたします。

本案は、申請地から概ね100メートルの範囲内に区立柏葉中学校、区立台東幼稚園があるため、旅館業法第3条第4項の規定に基づき、台東保健所長より旅館業営業許可に関しての意見を求められているものでございます。

照会文書をご覧ください。

申請地は、台東区下谷三丁目10番10号。申請者は、株式会社ゼニスプランニング。営業種別及び名称は、簡易宿所営業、SN入谷ホテルでございます。近隣の教育施設といたしましては、区立柏葉中学校、区立台東幼稚園がございます。

添付の地図をご覧ください。記号Aの場所に、既存建築物のSN入谷ビルの7階から9階を用途変更して、簡易宿所営業に転用するというものでございます。

今回の申請に対する柏葉中学校長、台東幼稚園長の意見を添付してございます。学校・園の近隣に、こうした不特定多数の方が利用する宿泊施設が開業されることは望ましいことではないが、開業する場合には、地域の一員として子どもたちの教育活動への理解、教育環境への十分な配慮を強く要望するというような内容になってございます。

教育委員会の意見(案)として、学校・園の意見を受け、記載のとおりのお返(案)を作成いたしました。

よろしくご審議の上、可決賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

末廣委員長 ただいまの説明につきまして、何かご質問はございますか。

樋口委員 簡易ベッドがあり、1フロアで28人ですと、料金が比較的安い宿泊施設で、

なおかつプライバシーの確保が難しい構造のホテルのように思われます。旅館業法上の要件としては抵触しないのでしょうか。

庶務課長 旅館業法上の要件は満たしています。1人当たり3.3平米の面積を満たしていればいいとのこと。その他、人数に対応するシャワー施設、浴場やトイレが備わっていれば、簡易宿所としての要件は満たしている状況です。

和田教育長 旅館業法にいう簡易宿所の定義とはどういったものか、説明をお願いします。

庶務課長 一般的には、宿泊場所を多人数で共用する構造を持ち、浴場やトイレがあり、一定の宿泊料を受けて泊まる下宿営業以外のものは全て簡易宿所ということになっております。

今回の申請者である、株式会社ゼニスプランニングからは、就職活動等のために東京に出てくる若者等が、安い値段で活動できるようにということも念頭に置いてやりたいというようなことは伺っております。

樋口委員 平面図を見ると、宿泊所なのに従業員用のスペースが無いようですが。

庶務課長 1階部分に受付カウンターがあります。宿泊する7階以上へ行くには、カウンター前を通らないと上がれないようになっているようです。

高森委員 区内に同じような施設は幾つかあるのでしょうか。

庶務課長 簡易宿所はございますが、このような2段ベッドで宿泊となると、いわゆる山谷地域以外の場所であるのかどうか、細かい把握はしておりません。

高森委員 学校近隣でこのようなタイプの簡易宿所は初めてのケースでしょうか。

庶務課長 似たものとしては、以前、蔵前幼稚園の近くで、旅館業営業許可の意見聴取をしたというような例があります。

和田教育長 申請者の株式会社ゼニスプランニングは、こういった業態のホテル、簡易宿所を展開している実績はあるのでしょうか。

庶務課長 株式会社ゼニスプランニングは不動産業者であり、ホテルや簡易宿所の営業実績などについての把握はできておりません。

和田教育長 先ほど、対象とする客は上京して職探しをするような方たちと挙げていましたが、その方たちだけで全ベッドが埋まるとはなかなか思えません。もしもそれ以外の方たちを対象に運営することとなった場合にも止めることはできないですね。

庶務課長 はい、この簡易宿所としては、例えば外国人バックパッカーなども含め、いろいろな方が泊まるということも、もちろんあり得ることです。

樋口委員 契約は1日単位なのか、それとも1カ月契約もいいのか。一人あたりの占有スペースからすると、1泊3,000円程度ではないかと思われます。するといろいろな方が利用すると思われます。私が懸念するのはどういった方が泊まるのかわからず、しかも長期滞在する可能性があるということ。庶務課長

前田委員 保健所長からこの意見聴取の依頼が来ていますよね。こういったものを建設

したいという申請をするわけですが、その所管はどこでしょうか。

庶務課長 新築ですと建築確認申請を区に出しますが、今回は既存建物の改造ということになります。

和田教育長 意見聴取への回答（案）について、内容の説明をお願いします。

庶務課長 今回、意見聴取への回答（案）ということで、事前に柏葉中学校長、台東幼稚園長から意見をいただきました。基本的には望ましいことではないが、旅館業法上問題がないのであればやむを得ない。ただし、教育環境への十分な配慮、例えば行事に対する理解などは強く要望する。というご意見を基に、回答（案）をお示ししております。

樋口委員 昭和通り側のエントランスと裏口のエントランスがありますが、簡易宿所の受付は裏口のエントランスだけのようです。そうすると昭和通り側のエントランスからは誰でも入れてしまうような構造になりますか。

庶務課長 簡易宿所の利用者は、この裏口のエントランスからでないと入れないというように聞いております。

樋口委員 そうすると、1階部分の出入り口が狭くなり防犯には良いかもしれませんが。一方で災害時の避難経路としてはいかがなものか。意見として。以上です。

高森委員 こういった施設が近くにできることに関して、保護者は非常に神経質になると思います。校長の意見でも、「本校の近くで新たに開業することは望ましいとは言えない」と、しっかりと書いてありますし、申請者が今後、地域との連携を密にするようになっていますが、申請者が連携を密にしたところで、実際に出入りする宿泊者は別と考えなくてはなりません。管理者と申請者は同じなのでしょうか。管理者がどういう意識を持っているか、その辺りの周知徹底ができるかどうか、心配があると思いますがいかがでしょうか。

庶務課長 現在、申請者である株式会社ゼニスプランニングが管理をする形になりますので、この辺りの要望事項については、保健所が許可を出す際に指導することは可能だと思えます。

高森委員 是非、徹底していただきたいと思えます。

和田教育長 旅館業法上の案件は、許可権者が保健所長でございます。旅館業法上、基本的に問題はないということですが、本件の場合、教育上、そしてまちづくりの観点からの問題も当然出てくると思えます。学校・幼稚園の関係だけではなく、地域の皆さんが注目していらっしゃると思えます。

法律上適正に処理されるという前提で考えると、教育委員会としては、意見書の中で、必ずしも歓迎という訳ではありませんという条件をつけております。もしこれが許可された場合であっても、教育委員会としては今後も状況の推移は十分に見守っていくということで、何かあれば教育委員会としても、意思表示が必要かもしれませんが、それを、今の時点で反対という形で表明するのはいかがなものかという思いもあります。今回はこの案についております意見という形で出させていただくのがいいのかなと思っているところで

ございます。

樋口委員 反対という意味ではなく、付近に教育施設があるうえでの旅館業ということなので、その辺りは十分配慮して運営するよという要望をしたいです。

末廣委員長 申請者が安全確保や地域行事、学校行事に理解を示してというような要望、それに対して、申請者はどう対応するか。こういう場合、要望するだけで終わってしまうものでしょうか。

庶務課長 今回、教育委員会で意見聴取をしておりますので、教育委員会としてこういう要望をしましたということは相手方には伝わるとおもいます。相手方にも教育委員会の意思は伝わるとおもっております。

和田教育長 実態として、今日この場で危惧した実態に今現在はない訳ですね。そういう意味でいいますと、外国人バックパッカーの方がここに集まるとよいうことになれば、地域としては、外国人と交流する機会が増えるという、良いとらえ方もできます。実際に、清川、橋場地域のほうでも外国人宿泊客が非常に増えてきており、コンビニエンスストアに外国人が来ること日常的によくありますので、そういう状況も考えれば、今の時点ではまだ何とも言えないということですので、状況を見守るスタンスでよろしいのかなと思っております。

末廣委員長 こういった施設は基本的には24時間営業なのでしょうか。

庶務課長 それが要件になっているかは把握しておりませんが、24時間営業が多いとは聞いております。

末廣委員長 ほかにご質問ございますか。

(なし)

末廣委員長 ないようですので、これより採決いたします。

本案については原案どおり決定いたしたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ございませんので、第25号議案については、原案どおり決定いたしました。

日程第2 教育長報告

1 報告事項

(1) 庶務課 ア

末廣委員長 次に、日程第2、教育長報告に移ります。

ここでお諮りいたします。

本日の日程第2、教育長報告の報告事項、指導課のオについては人事に関する案件であるため、会議規則第15条の規定に基づき、秘密会において報告を受けたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(異議なし)

末廣委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、教育長報告の報告事項を議題といたします。

事務局各課ごとに説明をお願いします。

初めに、庶務課のアについて、庶務課長、報告をお願いします。

庶務課長 それでは、アの後援名義の使用につきましてご報告いたします。資料1をご覧ください。

庶務課取扱分としては1件。第23回うえの、谷中 秋の吟行でございます。また、生涯学習課取扱分として1件。平成25年度子規顕彰台東区俳句大会でございます。いずれも昨年度に引き続き、後援名義の使用申請がございましたので、承認するものでございます。

報告は以上です。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、何かご質問はございませんか。

(なし)

末廣委員長 それでは、庶務課のアについては報告どおり了承願います。

(2) 指導課 イウエ

末廣委員長 次に、指導課のイからエについて、指導課長、報告をお願いします。

指導課長 それでは、まず、イの平成25年度台東区総合学力調査結果について、ご報告いたします。資料2をご覧ください。

去る7月25日の本委員会定例会において学力調査の結果についてご報告をさせていただきましたが、この8月に文部科学省の調査の結果が出まして、全ての学年においてデータが出そろいましたのでご報告をさせていただきます。

網掛け部分が、文部科学省の調査で実施したところでございます。それぞれAとBとなっておりますが、主に知識に関する問題はA問題、活用に関する問題はB問題という形で分けて、調査が実施されております。

その結果、小中学校ともに、A、B全てにおいて全国の平均正答率を上回っております。ただし、括弧のところは東京都の平均正答率となっております。中学校におきましては、国語B以外の部分につきまして東京都の平均には届かなかったという状況でございます。

平均正答率だけのデータでございますが、今年度の学力調査全体を振り返り、小学校は概ね全国平均を上回ったと認識してございます。

また、平均を下回っているところもあるものの、中1、中2におきましては、前年度より全国との差が縮まってきており、社会科、理科も改善の方向に向かっていると考えております。今後とも社会科・理科プロジェクトやICTの活用なども一層推進しながら、学力向上に努めてまいりたいと思っております。

学力調査に関する報告書をご覧ください。

この冊子は、学力調査の際に児童生徒及びその保護者に対して、学習面及び生活面に関するアンケートを行い、その結果をまとめたものでございます。冊子の前半が学力の実態、

後半は生活の実態や保護者の意識をまとめてございます。

2ページの棒グラフをご覧ください。これは正答率を12等分し、その人数を表した棒グラフでございます。学力の定着状況として、一般的に、グラフの一番高い山が平均より右側にあると、ある程度望ましい学習集団に育っていると考えられます。例えば、2ページの4年生の国語については、概ね望ましい形と考えてございます。

続いて、14ページをお開きください。こちらは小学校6年生の社会科についてのグラフでございますが、一番高い部分がちょうど平均のラインと重なっております。もう少し学力を伸ばせる状況であると考えられます。

また、40ページをご覧ください。中学校3年生の理科についてのグラフでございます。一番高い山の部分が平均のラインの左側にあります。つまり、もっと学力が伸びるはずの子どもがまだいるという状況がわかります。

全校一律にではなく、こうした分布、棒グラフの状況に応じて各学校で授業改善推進プランを作成して取り組むよう指導しているところでございます。

なお、この棒グラフにつきましては、各学校ごとに当然違いますので、それぞれの部分については、各学校に情報提供しているところでございます。

続きまして、3ページの下帯グラフをご覧ください。この報告書の特徴として、学習層を4つに均等分けして、階層別にしてございます。4段階で高いほうから4分の1にいる部分がA層となっております。次の中上位層はB層、続いてC層、D層となっております。

このグラフでは、国語の内容の理解について、A層は64%の児童が「よく理解している」と回答しておりますが、D層では「よく理解している」は26%にとどまっております。また同じくD層で「まったく理解していない」が12%となっており、他の層と比べ、急に増えているという状況がわかります。こうした学力階級層ごとに整理したデータを基に、子どもたちの学力と生活環境の相関関係について分析をしているところでございます。そうした中で、顕著な部分について何点かご紹介をさせていただきます。

まず、48ページ、49ページをお開きください。

第1点目は、メディアの活用との関係でございます。ここではテレビを見たり、漫画を読んだりするという結果をグラフに整理したものがございますが、テレビや漫画の時間と学力の階層との相関関係は、あまりない状況でございます。しかしながら、テレビゲームなどのゲームになるとかなり相関関係があることがわかりました。その内容が次の50ページ、51ページでおわかりいただけるかと思えます。

51ページは、小学校4年生・5年生についてまとめたグラフでございますが、学力の階層が下位になるほど、ゲームをしている時間が長くなっていることがおわかりいただけるかと思えます。

52ページは、中学生についてでございます。中学校1年生も、小学校と同様の状況が見られます。このことから小学校の時期のゲームとのかかわりが大きな課題と考えられます。

次の53ページからは、パソコンやインターネットの活用の状況でございます。やはり小

学校については、ゲームと同様の傾向が見られます。メディアの活用に時間をとられて、家庭での学習時間が減っていることが予想でき、今後もメディアと学習をどうつなげていくのか、そのバランスが大きな課題となっていくものと考えられます。

保護者のアンケート結果も出ておりますが、やはり「テレビを見る時間やゲームをする時間を制限している」など、学力階層との相関関係も出ているところでございます。こうした点をはっきりと保護者に示し、意識啓発していく必要があると考えてございます。

顕著な部分の二つ目でございますが、読書や社会への関心と学力の関係でございます。

56ページ、57ページをご覧ください。こちらは、本や新聞をどのくらい読んでいるかという調査の結果でございます。学力が上位なほど、その頻度が高く、中学校では特に2年生でその傾向が顕著に表れております。読書の習慣や社会の関心といった意識は、小学校段階から定着が重要だということがわかりますが、保護者のアンケートでも、家庭で本を読んだり、新聞に書かれていることを家庭で話題にしたりしているかというデータからも、やはり同じような傾向が見られるところでございます。こうしたことと学力の関係もやはりあるということで、今後、意識啓発していく必要があると考えてございます。

顕著な部分の三つ目でございますが、習い事などと学力との関係でございます。

ピアノや英会話などの習い事、学習塾の通塾状況と学力の相関関係につきましては、あまりないことがわかりました。特別に何かをするというよりも、学習環境であったり、家庭学習の定着であったりと、当たり前のことを当たり前にするということが改めて大事だということがわかったところでございます。

そのほか、少し気になる点として92ページをご覧ください。

保護者アンケートで、公開保育・授業参観には毎回参加するようにしているという設問がございます。こちらの棒グラフで、参加の部分における経年変化を表わしている部分ですが、中学校2年生の値が平成18年度から毎年減ってきております。この部分は、ぜひ学校にも工夫、改善の必要があると考えております。この危機感は持っていく必要があると考えているところでございます。

なお、この報告書は各学校に配布をしてございます。この結果を活用して、各学校において保護者や教職員全体が、同じ課題意識を持つことが何よりも大切かと思えます。

また、現在実施しておりますスクールカウンセラーや図書室の活用、学力向上推進ティーチャーや、大学生が先生、理科支援員、外国人講師など、そういった事業を推進するための資料にもなるものでございます。

教育委員会といたしましては、校長がこの報告書を有効に活用できるように、連合校長会や学校を訪問した際などに、具体的に指導し、今後もさらなる学力向上に向けて努力をしてまいりたいと思っております。

学力調査の結果について、報告は以上でございます。

続きまして、ウの平成25年度児童・生徒の活躍についてご報告いたします。資料3をご覧ください。

平成25年度、児童・生徒の文化的・体育的活動において、主に全国レベルで活躍した児童・生徒の結果等をまとめました。

子どもたちの学力や体力、道徳心や社会性などについては議論されていることですが、この資料に掲載されている子どもたちのように、自分自身の能力を最大限に発揮し、努力を積み重ね、立派な成果をあげている児童・生徒について、ご紹介をさせていただきます。

なお、第53回東京都中学校吹奏楽コンクールにつきましては、金賞の学校名のみをご紹介いたしましたが、銀賞は、上野中学校、桜橋中学校、駒形中学校。銅賞は、御徒町台東中学校でございました。口頭にてご報告をさせていただきます。

児童・生徒の活躍について、報告は以上でございます。

続きまして、エのいじめ防止対策推進法の施行についてご報告いたします。資料4をご覧ください。

いじめ防止対策推進法は、本年6月28日に公布され、9月28日に施行されるものですが、内容のポイントと、区として今後どう対応していくか等につきましてご説明をさせていただきます。

まず、この法律は、六章編成となっておりますが、第一章では、法制度の目的や意義、責務などについて示されており、特にいじめの定義では、いじめられる側が心身の苦痛を感じているものと明確に示されたところでございます。また基本理念では、児童等はいじめを行ってはならない。いじめを放置してはならない。児童等の理解を深め、生命、心身を保護しなければならないと示されております。

第二章では、いじめ防止基本方針、いわゆるマニュアルを定めることとなっております。現在、国や都において、いじめ防止基本指針を策定している状況です。この法律におきましては、自治体としてもそういった国や都から示されるものを考慮して、指針を策定することが努力目標となっております。

また保護者についても、いじめ防止についての内容や規範意識、その他の必要な指導を行うよう努めることが明記されているところでございます。

第三章は、基本的施策に関する内容でございます。道徳教育の充実、いじめの調査、相談体制の整備、スクールカウンセラー等の人材の確保、啓発活動などが示されております。既に起きているいじめの対応だけでなく、いじめを予防する視点に大きなポイントが置かれております。いじめの早期発見のための措置として、さらなる相談体制の充実の必要性も示されております。また、インターネット対策の推進についても具体的に掲げられております。

第四章では、いじめの防止等に関する措置について、学校における組織体制の確立、通報、報告の徹底、警察署等関係諸機関との連携、学校間の連携体制の整備などが示されております。

第五章では、重大事態への対処法について、子どもの心身や生命、財産に重大な被害が

生じたいじめが起こった際には、適切に処置し、調査を行うよう定められております。具体的には、事実関係把握のための調査報告、保護者への情報提供、教育委員会の責務などが示されております。

続いて、区の、現在の進捗状況についてご説明いたします。

まず、自治体の努力目標となっているいじめ防止基本方針につきましては、現在、国が指針を策定しているところで、東京都教育委員会もそれを参酌したうえで、区に対して示される予定となっております。

既に本区では、いじめの定期的な調査や個々の実態把握など、いじめ防止対策を講じてきておりますが、このいじめ防止基本方針についても今後検討してまいりたいと考えてございます。

また学校現場では、いじめ防止のための組織を置くことが義務づけられております。既にスクールカウンセラー、警察署のスクールサポーター、子ども家庭支援センターの担当者との連絡協議会等で定期的な情報交換を行ってきております。

啓発活動につきましては、法律そのものの内容周知のほか、学校の具体的な対応について、保護者の方々や地域の方々が具体的なイメージを持てるような形で、今後も啓発活動を続けていく必要があると考えてございます。

次に、課題と対策でございます。

まず1点目は、学校における教職員への指導についてでございます。躊躇せず、毅然とした指導が何よりも重要でございますので、校長は教職員に対して、国のガイドラインなどをもとに、本校で起きた事例等を挙げながら研修会等を実施する必要があると考えてございます。毅然とした指導とはどういうことをすることなのか、具体的にイメージができるように指導しなければならないと考えてございます。

2点目は、保護者への啓発と共通理解についてでございます。今年度の夏休みの前に、指導課から区立幼稚園、小中学校の全ての教職員約660人を対象にアンケートを行いました。この結果、保護者が自分の子どもがいじめの加害者になったとき、非をなかなか認めないような態度をとる場面に遭遇した教職員が7割近くおりました。多くの教職員がそのような保護者への対応に苦慮しているという状況がわかりました。

また、自分の子どもが直接関わってはいなくても、仕方がない、こういうこともあるなどの発言をしている保護者も、6割近くの教職員が目にしていく状況もわかりました。

学校の力だけでいじめ防止を図ることは非常に難しく、保護者との共通理解を図ることが何よりも重要ではございますが、こういった保護者の実態を鑑みまして、学校側が自信を持って保護者に対していじめに対する認識を再三お伝えしていくことが大切だと考えております。

3点目は、保護者だけではなく、一般区民の方々へも改めて啓発をし、協力を依頼するという点でございます。区民の方々にも、今後、教育広報紙などを通して、台東区いじめ問題情報提供システムをはじめ、いじめを発見することと、速やかに情報提供をしていた

だくことについて、ご協力を依頼していく必要があると考えてございます。

また、資料にはございませんが、今後、区がいじめへの対応をしていく中で考えていかなければならない課題として4点、考えていることがございます。

まず1点目は、いじめを予防するための方法の共有化でございます。いじめが起きたときの早期発見、早期対応に主眼が置かれておりましたが、今後いじめの件数をさらに減らしていく観点から、いじめの予防をどうしていくかについて考えていくことが不可欠となります。事例なども集めながら、研修会等でフィードバックしていきたいと考えております。

2点目は、いじめの加害者になることを未然に防ぐケアについてでございます。加害者に対するケア、こちらも考えていく必要性がございます。いじめの加害者の家庭環境や人間関係なども複雑化しており、精神的なサポートも同時に行っていくことが大切です。

3点目は、より効果的な専門家の活用・配置についてでございます。例えば特にいじめを担当する教員の設置や、弁護士などの専門家が継続的に関われる仕組みをつくるなど、専門家の活用等についての検討が課題になってくるかと思っております。

最後に、検証と効果的な対応についてでございます。どのような時期に、どのような場所で、どのような時間帯にいじめが発生しているのか、どのような対策が、どのような場面で効果的なのかを、私ども教育委員会がしっかりと分析し、学校にフィードバックして、学校はそれを活用しながらいじめ防止対策の一助としていくことが必要かと思っております。報告は以上です。

末廣委員長 ただいまの報告につきまして、まずは報告事項、指導課のイについて、何かご質問ございますか。

樋口委員 本や新聞を読む割合なども出ていますが、懸念しているのは、自宅で新聞をとってない家庭が相当あることです。社会に対する関心や社会の動きなどについて、新聞から情報を得るところがちょっと欠けているかなと思います。

提案として、教育現場での新聞利用について、少し積極的に動いたらいかかなというのが、私の見解です。

指導課長 確かに、新聞を目にしない状況が、社会的にあるのかなと思います。学校やクラスによっては、子どもの興味・関心のある新聞記事を切り取って、それを簡単に文章でまとめて感想を書くという取り組みをしているところもございます。

こうした取り組みと学力について、相関関係があるのかどうか、委員のご意見も踏まえて調査をしていきたいと考えてございます。

樋口委員 最近新聞にも複雑な字が使われるようになっていきますね。子どもは教科書に載っていない漢字は新聞を読むことから覚えることも多いと思います。

前田委員 私は、教員時代から新聞を切り抜いてためていました。今は、新聞や本を自分のパソコンに保存するようにしています。新聞を読むことや読書は、相応的な学力をつけるという意味でも、視野を広げるという意味でも良いものだと思います。まずは教員に

勧めてもらいたいです。

この学力調査を多様な観点から検討、評価して、きちんとまとめたということは、素晴らしいと思います。保護者の意識なども考えられていました。生涯学習課が所管の家庭教育学級や、PTAの指導者研修会などとも連携してやっていけたらいいのではないかと思います。そのためには、どう発信するかが大切です。調査をまとめたことは素晴らしいことだと思いますので、発信するというのをうまくやっていただきたい。

先日、学力調査の結果について区民から質問を受けました。土曜授業の効果はどのように出てきたかと。たしか月1回くらいは土曜授業をしていますよね。

指導課長 年に10回行っています。

前田委員 質問してきた方は、土曜授業が相当効果があるものだと思っていました。私としては、学力というのは総合的、多面的な要素が関連するものなので、すぐ効果を期待するのは早いかもしれませんというような答えをしました。

ただし一方では、区民にも土曜授業は良いというふうに思わせたいということで、発信の仕方に一工夫必要かと思います。それから連携の仕方ですね。調査をまとめた指導主事の努力を生かしたいというふうに思いました。

高森委員 私も、読み書きは大切なことだと思っておりまして、とある新聞では、一面の有名なコラム欄を原稿用紙に書くことを子どもたちにさせているということです。いい文章をたくさん書くことで、言葉というのは身につけていくものではないかと思います。

話は変わりますが、生徒の習い事と学力の因果関係について、気になる点としてD層に属する子どもたちは、ピアノ、英会話、学習塾や家庭教師などに時間をとられている場合も多いようです。学習塾や家庭教師で勉強している子どものほうが成績が下位という結果になっているように思えます。もしかすると、学習塾や家庭教師で教わっている事柄の内容は、学校の勉強よりも受験勉強にシフトしているということかもしれませんが、あるいは習い事に時間をとられ過ぎて、子どもたちの学力に弊害が出ているのか、そのあたりも調査いただければと思います。

和田教育長 では、分析した担当から説明をお願いします。

小柴統括指導主事 確かに、高森委員ご指摘のような傾向はありますが、結論から申し上げますと、毎日子どもを塾などに行かせているから、それで安心だと思ってしまいがいけないということだと思います。実際に毎日塾などに行っている子でも、A層にいる子はたくさんいるということは事実ですので、毎日塾などに行くことがいけないという訳ではなく、行く意義、目的を理解して、毎日学習することが大切だと思います。また、高森委員ご指摘のように、自宅での学習の計画もやはり考えていくことも必要だと思います。

樋口委員 確かに、学力は結果がすぐ出ないですからね。

私が非常に気になっているのは、子どもは世間というものをどこで知ることかということです。以前は新聞などを読んで、そこから情報を得ていました。実は、今、大学生でも問題になっているのは、自分はどこで仕事をしていいかわからないという学生が多いこと

です。情報をとっていないからですね。教員にとってはさらに重要で、今はこういう仕事があるよ、こういうおもしろい仕事が出ましたよというのを教室でどれだけ教えられるか。子どもにある一定の関心・興味、やる気などを引き出していくには、指導要領だけではない何か教員にも必要と思います。

そういう意味では、マスメディアの中で活字をうまく使うというのは、教員も重要ですし、それをうまく教室の中で話をしていくのも重要で、記事で書くのもよろしいかなと思います。もっとおもしろい仕事がたくさん増えるのではないかと思います。

前田委員 キャリア教育というものがありますが、キャリア教育をするなら、やはり中学校の教員も小学校の教員も広い視野で世の中を調べてみるということが非常に大切だなという気がします。

樋口委員のご指摘のとおりだと思いますし、何と言っても教員の能力を高めること、能力とは勉強して、いろいろなことをわかっていくのが能力だと思っています。それを広げていかないと、20年前の進路指導と、現在の進路指導が変わらないということになってしまうと思います。

樋口委員 今は6次産業までありますね。ところが教科書はせいぜい3次産業くらいまでです。現実のほうが先に行っている状態はいかがなものかと。

和田教育長 先ほど前田委員から、学力調査の結果等についてどのように発信するのかというお話がありました。指導課の構想では、各学校から保護者会などを通じて、説明をするということも考えていると思いますが、学校が保護者会で仮に説明するとした場合に、どう説明するのか、どういう問題意識で、どういう項目を取り上げるのか、その辺りは統一しておかないと、学校現場では必ずしも精緻な読み方ができないケースも考えられるかもしれません。その辺りは指導課として十分配慮して、学校現場で校長先生、あるいは教務主任から保護者の方々に説明できるようなものを用意することを検討してほしいと思います。

指導課長 わかりました。

末廣委員長 感想として申し上げます。これだけ綿密な報告書ができていますので、これをどうやって活用するのが非常に大きな問題だと思います。これは校長先生だけではなく一般の先生方もこれをよくご覧になるのが一番いいと思います。それで教員間でお互いに感想を言い合う、そこまで行くと非常に有意義な利用になりますね。具体的な数字も随分と出ていますので。

和田教育長 末廣委員長からのお話も含めて、例えば、今後の学力のさらなる向上をどのように図るかということについて、教育委員会としてもいろいろと新たな仕組みを考えていかなければならないと思います。前田委員のお話の中にもありました。

例えばですが、学力に焦点を当てた家庭教育学級のようなものを生涯学習として考えられればいいと思います。家庭のあり方が学力に直結するという意識づけも意図的に行っていく、その検討をさせていただきたいと思います。

前田委員 それはいいですね。テーマとして、毎年テーマを変えているので、そういう取り組みはいいですね。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは次に、報告事項、指導課のウについてご質問ございますか。

和田教育長 本日、区議会で一般質問がございまして、その中で台東区からもオリンピックに出場できるようなアスリートの育成についての質問があり、教育委員会としても、国・東京都、関係団体と連携しながら取り組んでまいりますとお答えを申し上げました。

今回、報告として児童・生徒の名前がたくさん出ておりますが、今後も検証と、具体的な支援があればやっていきたいと思っているところでございます。

前田委員 柔道関係者から、台東区は嘉納治五郎が道場を開いたところでもあるのに、柔道をやっている区内の中学校は忍岡中学校だけなのかと言われたことがあります。指導の問題、怪我の問題などがあってなかなか難しいことだと言ったのですが、活発にやってもらいたいような話でした。先日、空手大会に行ってきましたが、空手は3、4歳児からやっていますね。小学校までは非常に盛んです。

指導課長 現在、柔道は授業の必修になりました。ただし、上野中学校につきましては、剣道の指導者で地域の方がいらっしゃるということで、上野中学校だけは剣道で、ほかは柔道をやっています。

嘉納治五郎のお話は、実はオリンピックの招致の段階から、東京都の教育委員会が作成した副読本のような資料にございます。区内のことでございますので、改めて啓発を進めていきたいと思っております。

樋口委員 中学校の指導者には、北区の味の素ナショナルトレーニングセンターにぜひ見学に行ってもらいたいですね。子どもの才能をうまく伸ばすためにはいい指導者がいなければいけません。いい指導者になるにはこういう施設に行って学習することは重要だと思います。

高森委員 施設面から、台東区内の中学校の体育館で柔道が行える状況にあるのでしょうか。

指導課長 武道場もあるとは思われますが、畳を体育館に敷いてということになるかと思えます。その畳を整備しているところでございます。

高森委員 あとは道着ですね。

指導課長 道着は、基本的にはレンタルで、それほど高価ではなく借りられるということですので、教材費に含めて借りています。個人所有の生徒もいますが、女子はレンタルで対応しているところが多い状況でございます。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、次に報告事項、指導課の工について、何かご質問ございますか。

樋口委員 全てごもっともなことであり、これが実現すればいじめはなくなるはずだと思いますが、一つ欠けているのは、教室での指導や啓発活動、教員と子どもが話す場というのは、どういうスケジュールで行うかについて、ここに出てきていないように思われます。

やはり幼稚園などの、とにかく小さい時期から、いじめは絶対にしてはいけない、もし見たら伝えるということも指導していかないとならないと思います。教育委員会として、子どもがある一定の自我が目覚めたときから、いじめは絶対いけないということを教えていくべきだと思います。

指導課長 特に就学前の児童につきましては、遊びや日常生活において子ども同士のトラブル、いじわる、そういう場面も当然あります。なかなか一斉指導は難しいことですが、そういった場面を見逃さず、指導する大切さというのは、現場も持っているところでございます。訪問なども通して指導しているところでございます。見逃してしまうことが続くと、それぞれの学級やクラスでそういった雰囲気ができてしまうということで、教員がよく見ていくことがまず何よりも大切だと、現場と私どもで一致して取り組んでいこうというところでございます。

前田委員 お願いとして、いじめの防止に関して、台東区なりのプログラムなど、台東区が本格的に考えるという、そういうことをしてもらいたいと思います。考え方の範囲も視野を広く、考え方そのものも、台東区は大きい考え方をしてるんだということを示してもらいたい。

国際交流の時に、デンマークではいじめにどう対応するかについて、教育長から質問していただきました。そのときに、ルールに従って指導すると言っていました。端的に表れているなと思いました。というのは、いじめに対する日本の考え方と、北欧の考え方とイギリス、アメリカの考え方は全然違います。日本はどうしても、いじめられた人をどう保護するか、どのように自立させるかという、いじめを特化して考えがちです。

ところが欧米は、暴力事件と同じ範疇で考える。いじめが被害者を中心とした個人の問題として対応するというのが多いですが、いじめは暴力事件と同じように、その社会、学校を衰退させるんだと。もう少し端的に言うと、いじめた側に対する罰則もある。罰則といっても出校停止などだけでは済まない、そういうことを通しながら、いじめはいけないという思いを育てていく。やり方として、子どもたちの自主的な組織で子どもたちから啓発していく形、基本的な考え方をどうするかということから始まる。これをやってほしいですね。子どものうちからやっていかないと、日本のいじめ対策は、形骸的なものになって、あと10年たってまた起きますということになりかねないです。

指導課長 区として、どのようにするかの基本方針、これは出していきたいと思っておりますが、形式的なものでは、結局つくるのが目的となってしまいますので、台東区なりの、人権教育の推進をしてきた部分もございまして、そういったカラーを現場にできるだけ近い部分で、現場が本当に目を通して使えるようなもの、そのような意識を持って、

いろいろなご意見をいただきながら進めてまいりたいと思っております。

教育改革担当課長 昨年、台東区の学校教育ビジョンをつくったときに、一番最初に、心の教育の推進をあげました。まさに当時その話をしている中に、このいじめの問題の話が非常に大きく出ていて、教育ビジョンの中に、心を育てる、命を大切にすることを筆頭にあげようという強い意見がありました。

また、やはりいじめはいけないということを教えるだけでは解決にはならない。それ以外にも、いじめをいじめと思わないで強く生きていく、何かあったときに誰かに伝える、そういったようなことをより積極的に発信していく必要があるということで、ビジョンの中には、目指す人間像の中にもその辺りの言葉は入れたという経緯がありました。

改めてこういった法律が施行となる中で、前田委員がおっしゃったように、今、台東区の中に重大ないじめが堅実化していないときにこそ、どういう形をとっていくかは重要なことと認識しております。

高森委員 文部科学大臣がテレビのインタビューで、こういった道徳的な事柄が法律化されていくことは非常に悲しいことだとおっしゃっていました。こういった対策法ができてしまったこと自体が、人間社会にとって恥ずかしいことだと思わなければならないのでしようけれども、ここまでやらないといけなくなっている事態があるのではないかと思います。

別のテレビの討論会で、なぜ人を傷つけてはいけないのか、なぜ人を殺してはいけないのかということが話題になったときに、その場にいた大人の誰もが理由を答えられませんでした。子どもたちには、ぜひ、なぜそういったことをしてはいけないのかを、こちらから教えるのではなく、考えさせる時間を設けてほしいと思いますね。それは道徳授業でもいいですし、日常の学級会などの活動の中でもいいと思います。

そのことに関連して、裏面の“課題と対策”の部分で、(1)、(2)、(3)の次に、(4)として、児童・生徒の道徳教育を一つ加えていただきたいと思います。いじめ防止対策推進法第三章に道徳教育・体験活動の充実とありますが、対策と課題の一番の当事者は児童・生徒ですので、この道徳教育をしっかりと据えてほしいというのが、私の希望ではあります。

それからもう一つ、概要の(2)の一番、いじめ問題対策連絡協議会について、これは「同協議会を置くことができる」と書いてあるので、義務でも、努力義務でもないと思いますが、台東区としてはこういった協議会を設立する考えや予定はあるのでしょうか。

指導課長 まず1点目の道徳教育の充実について、これは、まさに高森委員ご指摘のとおりだと思います。学校によっては、道徳地区公開講座を「いじめ」というテーマで公開して、保護者と一緒に考えるという取り組みもごさいますが、引き続きそういった観点で学校指導をしてみたいと思っております。

2点目の、教育委員会が設置するいじめ問題対策連絡協議会のあり方について、既に、平成19年度にいじめの大きな問題が起きた際、検討組織として、いじめ問題専門委員会を立ち上げ、緊急のことがあった際には、関係管理職や警察署を含めた関係機関との連携な

どについて、組織の設置におけるマニュアルを作成したところでございます。幸い大きな事件等もなかったため、具体的にいじめ問題専門委員会を開くこともございませんでした。ただし、平成19年度から時代も変わっておりますので、このような組織は、やはり何かの折に必要なかと思っておりますので、その辺りの内容についても、あわせて検討していきたいと思っております。

高森委員 現在、いじめ問題専門委員会は機能しているのでしょうか。

指導課長 定期的に専門委員会を開いているわけではなく、大きな事件などが起こった際にとのことでございます。今後、例えば年に数回の定期開催の形でやるのか、そのあり方についても、今後検討していきたいと思っております。

樋口委員 予防と、発生してから大きな事件にならないうちに止めるというのは、全然意味が違います。そこはきちんと整理すべきだと思います。

もう一つ情報提供をいたします。今、多国籍企業が様々な人種の人と一緒に働く場合のキーワードがダイバーシティといいまして、人は違う、違うことを認め合えないと一緒に仕事できないということで、考え方や仕事感など、理解し合えないと共に発展していけないというのが今、世界の常識となっております。

違いがあることをどうやって認めるかが一番重要です。みんな同じと考えるのではなく、違うことを認めるということ、その辺りをいじめの予防に取り入れてみてもよろしいのではないのでしょうか。

和田教育長 いじめの場合、学校現場や保護者たちの社会的な傾向として、いじめる側の問題を非常に深く追求しようとする。あるいは、いじめというのは、そもそもいじめている子といじめられている子の人間関係の問題だということで、心理的な関係で、いじめられている子については家庭状況の問題などいろいろ複雑なことが絡み合っているという認識が社会通念になっていると思います。

しかし、もっとシンプルに考えると、そもそも暴力や嫌がらせ自体がいけない。以前は、そういうことを継続的に行うことがいじめだと言っていましたが、もう継続的でなくとも、それ自体、暴力自体がいけないという教育をもっと進めていくことが、先ほど樋口委員がおっしゃった予防にもつながるのかと思えますし、前田委員もおっしゃったように、暴力という部分をはっきり否定していく姿勢を持っていかないとはいけません。

やはり人間関係や家庭状況などの話がどうしてもすぐ出てくるので、学校現場は指導が非常に難しい。特に担任にとっては、それが大きなプレッシャーになって、即時の対応ができにくくなっている面があるのではないかという人もいます。教育委員会としては今後の議論の中で、そもそも暴力を使うこと自体がいけないということをもっと強調してもいいのではないかと考えております。その辺りは今後議論をもっと重ねていきたいと、またお知恵をいただければと思っております。

末廣委員長 関連して、課題と対策の(2)保護者への啓発と共通理解のところ、保護者が自分の子どもが悪かったと言わないで、相手のことばかり言っている、これが70%

で、これを教員たちが対応して、このパーセントがどの程度下がったのか。自分の子が悪かったと、きちんと認めるかどうかは大きな問題だと思います。また、直接関連していない保護者が、暴力やいじめを容認する発言を、50%がしているという、少しぐらいの暴力はいいのではないかという考えが結構あるのだと思われます。それによって現場の教員が大変な思いをしているということですね。

親というのは、どうしても自分の子どもは悪くないと、自分の子どもの言い分しか聞かないこともありますから。先生たちは本当に大変だと思います。それを教育委員会としてどのようにフォローをしていくか。これも大変な問題だと思います。

高森委員 ころざし教育の副読本に、メッセージ性がある言葉がたくさん載っていると思いますが、それをどれだけの子どもたちが学習しているか知りたいですね。教員も活用しているのかも含めて。副読本で学ぶことによって、彼らに必ず芽生えるものがあると思いますので、ぜひ活用していただきたいと思います。

末廣委員長 ほかにございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、指導課のイからエについては、報告どおり了承願います。

2 その他

末廣委員長 その他、何かございますか。

(なし)

末廣委員長 それでは、これをもちまして定例会を閉じます。

なお、先ほど決定したとおり、教育長報告の報告事項、指導課のオについては、会議規則第15条の規定に基づき、この後、秘密会とし、報告を受けます。

午後7時30分 閉会